

## 第 14 回松戸市庁舎整備検討委員会 議事録

### 1 開催日時

令和 7 年 5 月 30 日（金）9 時 00 分から 10 時 30 分まで

### 2 開催場所

松戸市役所 新館 5 階 市民サロン

### 3 出席者等

#### 【出席委員：12 名】

柳澤 要 委員長  
伊藤 正次 副委員長 ※オンライン出席  
指田 朝久 委員 ※オンライン出席  
藤本 利昭 委員  
入江 和彦 委員  
田中 孝 委員  
椎橋 孝幸 委員  
山口 桂明 委員 ※オンライン出席  
武石 恵美子 委員  
石田 尚美 委員  
秋庭 良一 委員（総務部長）  
伊原 浩樹 委員（財務部長）

#### 【事務局（関係職員）】

都市再生部長  
都市再生部 審議監  
都市再生部 新庁舎整備課長  
都市再生部 新庁舎整備課 課長補佐

#### 【傍聴者】

18 名（うち市議会議員 5 名、報道関係 8 名）

#### 【欠席委員：2 名】

池澤 龍三 委員  
藤村 龍至 委員

### 4 次第

- (1) 開会
- (2) 定数報告及び議題等について
- (3) 会議の公開・非公開、傍聴等の許可について
- (4) 諸般の報告
- (5) 議題：新庁舎整備基本計画の検討状況について
  - 1) 新庁舎整備基本計画の方針に関する考え方について
  - 2) 市役所機能の分類に関する考え方について
- (6) その他
- (7) 閉会

## 5 開会

新庁舎整備課長 新庁舎整備課長の河西でございます。会の開催に先立ちまして、都市再生部長の川鍋より挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

都市再生部長 皆さんおはようございます。今年度から都市再生部長を務めております。川鍋と申します。本日はお足元が悪い中、ご出席賜りましてありがとうございます。

本委員会につきましては、昨年 11 月に基本計画について諮問させていただいてから今回が 3 回目の開催となります。

本日は諸般の報告として、窓口利用状況調査の結果などの報告のほか、議題としましては、基本計画の方針や、市役所機能分類の考え方について、それぞれのお立場からご意見を賜りたいと考えております。

新庁舎整備につきましては、耐震性が確保されていない本館・新館の対応が急務となっておりますので、一刻も早い再編整備に向け、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会 それでは柳澤委員長、会の方を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

柳澤委員長 それでは、ただいまより第 14 回松戸市新庁舎整備検討委員会を開会します。事務局が新たな体制となったということですので、引き続きよろしくお願いいたします。

## 6 定数報告及び議題等について

柳澤委員長 次に定員定数の確認と本日の議題等の概要について、事務局から説明をお願いします。

司会 本日進行を務めさせていただきます、都市再生部新庁舎整備課、和田でございます。よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、委員会を録画・録音させていただくことをご了承ください。本日の委員会でございますが、委員定数 14 名のうち 12 名の委員にご出席いただいております。なお、伊藤委員、指田委員、山口委員におかれましては、オンラインにてご出席をいただいております。したがって、本委員会条例第 7 条第 2 項の規定を満たす過半数のご出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料一覧をご覧ください。

資料 1、窓口利用状況調査令和 6 年 10 月実施の結果について

資料 2、旧松戸法務総合庁舎他解体工事の進捗について

資料3、新庁舎整備基本計画の方針に関する考え方について

資料4、市役所機能の分類に関する考え方について

以上でございます。資料の不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日の議題等の概要について説明いたします。次第をご覧ください。まずは次第3、本日の委員会の公開・非公開の確認などをした上で、次第の4、諸般の報告がございます。その後、次第5の議題に入らせていただきます。

本日の議題は、新庁舎整備基本計画の検討状況についてとして、大きく2点。

1つ目が新庁舎整備基本計画の方針に関する考え方について、

2つ目が市役所機能の分類に関する考え方についてでございます。

本日の議題等の概要は以上となります。

次に、今回の委員会につきましては、対面及びオンライン参加の委員様での開催となっておりますので、ご意見、ご質問をいただくにあたり、一定の決め事を設定させていただきたいと存じます。本日、会場にお越しの委員の皆様におかれましては、挙手をいただき、委員長より指名を受けてからご発言をいただく形とさせていただきます。また、オンライン参加の委員様におかれましては、ZOOMの手を挙げるのボタンを押していただき、委員長より指名を受けてからご発言をいただく形とさせていただきます。なお、ご発言の際には、まず、お名前をおっしゃってからご発言をいただきたく、お願い申し上げます。一旦、こうした形で設定をさせていただきますが、会議の進行に応じて適宜、変更等について、委員長にご配慮いただければと存じます。

柳澤委員長            ありがとうございます。続いて事務局より議事録の作成及び会議の公開について説明をお願いします。

司会                    まず、議事録に関しまして、松戸市庁舎整備検討委員会の組織及び運営に関する要領第4条第2項により、議事録には委員長が指名する委員2名が署名するものとする規定されています。議事録については、前回の検討委員会同様、逐語録を公表したいと考えます。委員長、議事録の取り扱いについてはいかがでしょうか。また、会議の公開に関しまして、「同要領」第3条の規定により、本検討委員会については、原則会議は公開としております。ただし、委員会において、会議を公開しないと決定したときはこの限りでないと規定されております。委員長、本日の委員会は公開としてよろしいでしょうか。

柳澤委員長            議事録については前回同様、逐語録ということで了解いたしました。なお、今回の議事録の署名については、石田委員と椎橋委員の2名に署名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

石田委員           はい。

椎橋委員           はい。

柳澤委員長         それでは議事録の署名については、石田委員と椎橋委員の2名にお願いしたいと思います。次に、会議の公開について確認をいたします。当委員会を松戸市庁舎整備検討委員会の組織及び運営に関する要領第3条の規定により、原則会議は公開としております。議事の内容が次第のとおりですから、公開してよろしいかと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

委員全員           異議なし。

柳澤委員長         それではご異議がないようですので、本日の委員会は公開とします。事務局より、本日の委員会傍聴者について報告してください。

司会                 本日は報道機関含め13名から傍聴の申し出がございます。「傍聴要領第2条」により、委員長は傍聴者に傍聴を許可するものとして規定しております。なお、傍聴の許可をいただいた場合、本日は会場の都合上、抽選により、10名までの入室といたしますが、抽選に漏れた方にも、新館7階大会議室でオンラインにて傍聴いただく準備をしています。委員長、本日の委員会について、傍聴の許可はいかがいたしましょうか。

柳澤委員長         それでは傍聴を許可します。以後の傍聴については、事務局での受け付けを済ませたことをもって、許可いたしますのでご了承願います。

司会                 次に報道機関から撮影の申し出がありました。「傍聴要領第4条第4号」により、会場内の撮影は行わないこととしておりますが、委員長の許可を得た場合はこの限りではない、と規定しております。委員長、撮影の許可はいかがでしょうか。

柳澤委員長         委員会の冒頭の撮影についてのみ、許可したいと思います。

司会                 次に、報道機関から録画録音の申し出がありました。「傍聴要領第4条第4号」により、会場内の録画録音は行わないこととしておりますが、委員長の許可を得た場合はこの限りではない、と規定しております。委員長、録画録音の許可はいかがでしょうか。

柳澤委員長         事務局からの報告のとおり、報道機関から録画録音の要請がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

藤本委員。よろしくお願います。

藤本委員           録音してそれを第三者に配信するようなことになると、我々の自由な発言を阻害すると思いますので、許容できないのではないかと私は考え

ております。

柳澤委員長           ありがとうございます。藤本委員からのご意見について、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

委員全員           異議なし

柳澤委員長           それでは、録画・録音については許可しないということにしたいと思えます。

司会                それでは、事務局は会場へ傍聴人を入れてください。

事務局  
（傍聴会場）

司会                それでは、傍聴者の方々へ注意事項をお伝えいたします。「松戸市庁舎整備検討委員会傍聴要領第4条」に基づき、会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことを遵守してください。撮影につきましては、委員長の許可を得ることができましたので、撮影の要請をされた報道機関は、議事に入る前に時間を設けますので、その際に撮影をお願いいたします。録画・録音につきましては、発言を勝手に録音し、それを第三者に配信することは、委員の権利の問題として許容できるものではないと考えることから、許可を得ることができませんでした。よって、録画・録音についてはお控えいただきますようお願い申し上げます。それではこれより、撮影の時間といたします。撮影は委員長より委員会冒頭のみとお話がありました。3分を限度としますので、スムーズな運営にご協力をお願いいたします。

柳澤委員長           撮影はそろそろよろしいでしょうか。

## 7 諸般の報告

柳澤委員長           それでは、次第に沿って会議を進めます。まず次第の4、諸般の報告について。事務局の説明を求めます。

新庁舎整備課長       事務局の河西です。本日3点につきまして、順次ご報告をさせていただきます。まず、資料2点ついております。資料の1番、2番ということで、順にお伝えさせていただきます。

まず、資料1でございます。昨年、10月29日に実施いたしました、窓口利用状況調査の結果についてです。窓口利用状況調査につきましては、令和4年度より継続的に実施をしております。今回はその最新データが取

りとまとまりましたので、ご報告をするものでございます。調査結果でございすけれども、本庁、支所については、これまで同様、来庁者の傾向に大きな変化は見てとれませんでしたけれども、一方で行政のオンライン化というのはその手続き数を着実に伸ばしている状況でございます。このことから推測をいたしますに、市民の皆様に対する浸透度合いが、まだ過渡期ということもございまして、大きな変化として現れるまでには至っていないのではないかと考えております。

一方で、これまでの調査で来庁者の詳細な基礎データといたしましては十分に蓄積できたものと考えておりますので、現在取りかかっております新庁舎整備の基本計画における窓口の方式や部署の配置、或いは来庁者の駐車場の考え方などを考えていく上で、十分に役立ててまいりたいと思います。

続いて、資料2でございます。旧松戸法務総合庁舎他の解体工事の進捗状況についてでございます。資料2をご覧ください。この解体工事につきましては、既にこの検討委員会の場でも予定についてご報告済みでございますが、この6月から本格的に工事に取りかかることとなりましたので、今後のスケジュールについてご報告を申し上げます。資料の1枚目の右下をご覧ください。今後、6月から仮囲い、建物周囲に防音パネルなどの準備をさせていただいた後に、大体お盆明けぐらいになると思いますが、本年8月を目途に建物本体の解体工事に取りかかってまいります。順に工程を見ていただきますと、来年の1月頃を目途に工事を進めてまいります。このような予定でございます。

なお、4月中旬に、周辺にお住まいの皆様、並びに近隣の小中学校に通われる児童・生徒の保護者様に向けた全体の説明会を開催させていただきまして、ご質問やご意見を承っております。その際の主なやりとりにつきましては、工事現場に掲示板を設けさせていただいて、そちらに掲示させていただいております。それから市の公式のホームページの方にも4月26日に掲載しまして、情報提供させていただいております。今後も、周辺住民の皆様に対しましては、情報提供と丁寧な対応を心掛けてまして、この事業を進めさせていただきたいと考えております。

なお、資料の2枚目についておりますのが現場の仮設計画図でございまして、先程ご説明申し上げました仮囲い、防音パネルの位置を記載しているところでございます。この資料について、最初にご説明いたしませ

んでしたが、周辺住民の皆様への説明会で使用させていただいた資料でございます。ここまでが資料2のご説明でございます。

最後に、前回開催いたしました第13回検討委員会の振り返りということでございますけども、既に詳細については、逐語録ということで議事録を公表しておりますので、本日はその部分については資料としてお渡しはしておりませんが、ご報告を申し上げます。

委員の皆様よりいただいたご意見を項目ごとに整理いたしますと、主なものといたしましては、「新拠点ゾーンの南側敷地の拡張の可能性はあるのか」、「新庁舎の第1ステップの規模は約20,000㎡で確定なのか」、「さらなる集約をする可能性はあるのか」、「議会機能についても、今から検討したほうがよいのではないか」、「市民の利便性に、配慮した部署配置を考えるに当たっては第2ステップの最終形までを見据えた検討も必要ではないか」こういったご意見が主なものと考えております。

いただきましたご意見につきましては、今後、機能配置をお示しする段階で、新庁舎の第2ステップに向けた課題として整理いたしまして、お示しをさせていただくことを考えております。

以上、簡単でございますが、諸般の報告とさせていただきます。

柳澤委員長

ありがとうございました。窓口利用状況調査の結果については、あまり変化がないとの話でした。恐らく、まだデジタル化が浸透していない段階かと思っておりますので、今後起きるであろう変化を見守りながら、その変化にある程度柔軟に対応していくことが必要だと思います。また、来庁者の年代に顕著な偏りはなしということで、特にデータは今回の資料には示されていないということですか。

新庁舎整備課長

事務局の河西でございます。本日お配りしたデータにつきまして、年代別の構成比は、お示しをさせていただいておりませんが、私どもも仮説として、ご高齢の方も多いかと考えていたものの、手続きについては、来庁者年代に偏りが無いという結果となりましたので、その点も、行政のオンライン化の浸透度合いによって変わっていく部分なのかなと思っております。以上でございます。

柳澤委員長

承知いたしました。比較的、様々な年代の方が利用されるのですが、今後、デジタル化が進んでいけば、高齢の方は中々対応が困難な部分が

あるけれども、オンライン化による来庁者の減少により窓口業務が減る可能性は十分あるということです。

また、旧松戸法務総合庁舎の解体工事については順調に進んでいるということで、特に問題はなく、予定どおり進みそうだということでしょうか。

新庁舎整備課長 事務局の河西でございます。ご説明不足しておりました。予定どおり進めさせていただいております。工事でございますので、様々想定外のこともあるということで、説明会の際にも、住民の皆様からご心配いただいているところですが、定期的に見回りを行うことなど、私どもの方でできる限りのことをやらせていただいて、皆様にご迷惑おかけしないように、予定どおり進められるように努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

柳澤委員長 ありがとうございます。事前に私の方から確認させていただきましたが、事務局からの報告に関してご質問とご意見を承りたいと思いますが、何かありますでしょうか。

オンラインの委員の方もよろしいですか。

それでは、特にご意見がないようですので、その次の議題に入りたいと思います。次第4の諸般の報告については終了としますが、窓口利用状況調査の報告内容について、デジタル化の進捗は現在過渡期であるということ認識できればと思います。恐らく今後少し変化が出てくる可能性があります。特に今、民間等では、人員が不足していて、デジタル化せねばならないという状況になってきてますので、その点はこれからも進んでいくのかと思いました。

## 8 議題：新庁舎整備基本計画の検討状況について

### 1) 新庁舎整備基本計画の方針に関する考え方について

柳澤委員長 それでは次第5の新庁舎整備計画の検討状況について。(1)に関して事務局から説明をお願いします。

新庁舎整備課長 事務局の河西です。それではお手元の資料3をご覧ください。

今回の新庁舎整備基本計画策定におきましては、その基本的な方針を定めまして、これにしたがって、具体的な施設規模や形状、内部のレイアウト等を考えていくこととなります。基本的な方針でございますが、

今お手元に方針4つ書かせていただいておりますが、これは既に令和5年の5月に公表いたしております、市役所機能再編整備基本構想におきまして、4つの方向性ということで書かせていただいたものでございます。したがって、今回これらの方向性を基本方針のタイトルとして採用をさせていただきました。一方で、基本計画でございますので、さらにこの方針の内容を深掘りいたしまして、この先検討を行います施設のイメージがわかるように、それぞれの細目という形で、丸数字で設定させていただいたというような作り立てでございます。順に方針1から具体的な内容をご説明しながら、私どもで意図するところをお示させていただきたいと思っております。

まず、方針1の「市民サービスの向上を図る」というところです。丸数字といたしまして5点設定をさせていただきましたので順に内容を説明させていただきます。まず、①の「バリアフリー、わかりやすさに配慮した誰もが使いやすい庁舎」の意図するところについては、これは段差の解消をはじめといたしまして、車椅子等の利用者の方が快適に利用できるエレベーターでありますとか、駐車場、それから窓口カウンター、また多様な利用者に配慮いたしましたわかりやすい案内や、サインの計画、こういったものを考えております。

それから次に②の「ワンストップなど来庁しても効率よく手続きができる窓口」でございますが、関係する手続きの窓口を集約いたしまして、効率よく各種手続きを行えるように検討してまいります。

それから③、「相談を伴う手続きにも対応可能な質の高い相談環境の構築」ですけれども、ここはプライバシーに配慮いたしました個別カウンターや相談室など相談内容に応じた環境づくりを推進していこうと考えているものです。

次に④、「市民交流や情報発信の場」が、感染症対策など多用途に使用可能となる市民スペース構築を目指してまいりますけれども、これは過去に実施いたしましたワークショップなどでのご意見を踏まえまして、市民交流、或いは情報発信に役立つスペースを考えますとともに、こうしたスペースが感染症関係で使用可能であったり、市民の待ち合わせの場等でも活用できるような計画を検討してまいります。

次に⑤、「来庁時のアクセスに配慮した建築計画」につきましては、建築場所の立地特性に応じまして、エレベーターやエスカレーター、ス

ロープなど庁舎への来庁時の動線がバリアフリーとなるように考えてまいります。これが方針1です。

続いて方針の2です。「市民の安全安心を支える」についての丸数字5点を説明いたします。

まず①、これは「大地震の被害を受けない堅牢な災害対応拠点の構築」につきましては、災害対応拠点となる庁舎でございますので、当然に高い耐震の安全性が確保できるような構造などを計画していきたいと思っております。

次に②、「災害対策を確実に実施できるライフラインの確保」と書かせていただいております。これは災害対応活動を行う上で、インフラと呼ばれる電気、ガス、それから上下水、これを確保できる施設といたしまして、さらには、そこで災害対応を行う職員の物資等の部分についても整えてまいりたいと思っております。

次に③「平時と有事の双方で活用が可能な駐車スペース計画」については、現在の平置きで計画をしております駐車場を平時と有事双方に活用できるように十分考慮して計画をしております。

続いて④、「庁舎内スペースが非常時に転用可能なフロア計画」についてですが、会議室を有事の際に転用できるようなフロア配置、或いは執務室の一部を市民の皆様への対応窓口に転用する場合についても対応可能となるようなフロアレイアウトを検討する。こういったものを考えてまいります。

次に⑤です。「市民の皆様からお預かりしている情報を適切に管理可能な庁舎内セキュリティの確保」ということですが、最終的には設計段階で、詳細のセキュリティのレベルといった範囲、こういったものを決めていくことになると思います。庁舎内のレイアウトとこのセキュリティの関係というのは密接な関係にございますので、この基本計画でも十分に留意いたしまして、フロアの計画を検討してまいりたいと思っております。

続いて方針3「将来の変化に対して柔軟に対応できる」に移ります。丸数字の3点でございます。

まず①、「将来の組織の変化・働き方の変化に柔軟に対応できる自由度の高い空間づくり」についてです。執務フロア全体がオープンな空間となるように計画し、可変性に優れたオフィスを検討してまいります。

併せまして、今後の働き方の変化などに伴い、空いたスペースが出た場合には、一般執務とは異なります打ち合わせや休憩など、こういったものに使える多目的な空間として整備できるように考えてまいります。

次に②は、「可変的なレイアウトに対応可能で、更新・改修も見据えた建築計画、空調・照明・電源設備の配置計画」とさせていただきます。これは、今後の組織の変化や働き方の変化を見据えまして、執務室を部分的に変更していくことがしやすいように、きめ細かい空調や照明の制御、或いは均質な建築空間の構成、こういったものを目指していきたいと思っております。

次に③「スペースの効率的利用を考慮した、可能な限りコンパクトな庁舎」につきましては、無駄のない合理的な建築計画を検討していくことで、将来の維持管理の軽減にも繋げていきたいと考えております。

最後に方針の4でございます。こちらについては「環境に配慮する」とさせていただきます。これについてご説明をさせていただきます。丸数字として4点でございます。

まず①「地球環境負荷の低減に貢献する省エネルギーな庁舎」につきましては、再生可能エネルギーの活用をはじめ、省エネルギー化を検討してまいりますけれども、本市の松戸市地球温暖化対策実行計画に基づき、ZEBと言われますゼロエネルギービル化の検討を進めてまいります。

次に②「市民サービスの充実・職員の働きやすさに寄与する快適な庁舎内環境」に関しましては、主に庁内環境、つまり庁舎内の空調や、照明等への配慮を指しております。健康管理にも配慮した適切な設備計画により、快適な市民の方の利用と職員の働きやすさというのを図っていきたくと考えております。

次に③「周辺環境との調和や緑化環境の整備、景観に配慮した庁舎」につきましては、自然と調和する緑化環境の整備や景観といったものを検討してまいります。

また最後④「松戸駅周辺のまちづくりと連携した役割を果たせる庁舎」と書かせていただいておりますが、やはり松戸駅周辺のまちづくりや、その他関連する事業と十分に連携を図りながら、新庁舎としての役割といったものを考え、計画に反映させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。よろしくお願

ます。

柳澤委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に関して、ご質問、ご意見を承りたいと思います。本日ご欠席の藤村委員より事前にご意見を、お預かりしてるということですので、事務局からまずそちらの報告をお願いします。

新庁舎整備課長

ありがとうございます。事務局の河西です。

藤村龍至委員が、本日ご所用でご欠席ということでご連絡をいただいておりますが、事前に資料のご説明をさせていただきまして、ご意見をいただいておりますのでこの場でご紹介をさせていただきたいと思いません。

そのまま読ませていただきます。「基本計画の方針としてはこういう形でよろしいのではないかと考えています。一方で、建築の立場から申し上げますと、今後実際の作業ベースとしては、具体の建設敷地を意識しながら、全体配置を考えていく必要があると考えています。次回以降、具体の機能配置案が示されることとなると思いますが、その際には、今回の方針に沿って、全体配置や施設構成の考え方について事務局から説明をいただきたい。」というようなご要望をいただいております。以上です。

柳澤委員長

藤村委員からご意見がありましたが、私も共感する部分が多くあったように思います。この後、色々ご意見いただきたいと思いますが、示された4つの方針ですが、このことは他の庁舎も一般的に言えることだと思いますので、市民サービス、安全、将来変化、環境配慮というのは松戸市役所でなくとも、当然守る必要がある中で、松戸の新庁舎整備に関して特に考えなければいけない事項があり、本来であればその点を具体的に議論していく必要があると思います。しかしながらそのためには、敷地であるとか様々な条件が決まらないといけないと思います。特に今回の場合は、敷地にかなり制約があるので、どうしても高層化せざるを得ないことや、分散配置になる可能性、アクセスの問題などがあると思います。その点をしっかりと把握した上で、具体的な内容について検討しなければいけないと思いますので、できる限り早く具体的な条件をもとに審議していくべきと思っています。方針の4は最後の環境に配慮す

ると記載がある箇所に、松戸駅周辺のまちづくりと連携した役割を果たせる庁舎と書いてありますが、松戸に関係があるのはこの一文ぐらいかなと思いますし、松戸駅周辺のまちづくりはどういう形で進められるのかということも当然わからないと議論ができないと思いますので、そういう意味では、次回以降なるべく具体的な検討ができればよいかと思います。委員の皆様も貴重な時間を割いてきていただいておりますので、その点は私も具体的な検討ができればと個人的には感じております。

何か、ご意見ありますでしょうか。

指田委員、よろしく申し上げます。

指田委員

それでは、今のお話のところの方針、特に「市民の安全・安心を支える」というところについて、コメントをさせていただければと思います。大前提として、やはり今回の場合は、耐震性の確保というのは、非常に重要なポイントになっておりますので、新庁舎整備は急務であるということは繰り返しお話ししていくべきだろうと思っております。

先日、埼玉県白岡市の市役所火災がありまして、市役所が使えなくなるといかに大変かということが実際起きてしまったわけなんです。被災をしても市役所業務を支えるBCPというのが必ず必要になるのですが、これは新庁舎整備を行っても必ず代替庁舎としての支所の整備もBCPとしては必要になってきますので、そこも併せて今後考えていただければというのが1つあります。

2つ目ですが、市民の安全安心ということとなりますと、災害発生時に庁舎内にいる市民が一時滞在するということになります。また、市役所は今回高層化ということもあり、ランドマークになるので、周辺から避難してくる方がいらっしやると想定されます。一方、市役所は避難所ではありませんので、いずれ近隣の公式な避難所へ移動してもらうことになりますので、その対応の仕方はしっかり考えていただく必要があります。その時に、市民が一時滞在するところの安全性と空間の確保が必要だろうと思っておりますので、これを1つお話しさせていただきます。

もう1つなのですが、セキュリティです。今の平時と有事双方で活用が可能な空間配置を考えるというお話がありました。先程のお話で、平時の有効活用として会議室などの市民への貸し出しの利便性を考えるということがあったのですが、それに加えて災害時に応援機関が活用する時の2つがあります。市民への貸し出しと災害時に応援機関が活用するとい

うところについて、セキュリティの問題が発生してきます。市民から預かっている情報資産のセキュリティを確保するためには、区画を区切る必要があるのです。常にセキュリティとして市役所の中で囲う部分と、それからオープンスペースということで市民の方が来られる部分のセキュリティと、平時と有事、或いは市民貸し出し等で、都度セキュリティを切り替える空間というこの3つの区分に分けて設計をしていかなければならないので、これはフロアの動線も含めて、なかなか難しい設計であると思いますが、そこをしっかりと考慮していただければと思います。私の方からは以上になります。

柳澤委員長

ありがとうございました。具体的なお話としてのBCP、支所のあり方も含めたどういう機能分散をするかということと、一時避難、ここは本庁舎ですので市民の避難所にはならず、あくまでも一時的な待機スペースということになりますので、その点をどう考えていくかということ、更には、今お話いただいたセキュリティについて、常にセキュリティとして囲うゾーンと、非常時にセキュリティが関わる部分と、それ以外といった3段階程度の設定があるのではないかというお話でした。特に、この非常時と通常時を区別しながら、考えていくということが重要であると思います。ありがとうございました。

他に何かこの安全面ということもあると思いますが。

藤本委員、ハード面といいますか、耐震などでご意見ございましたらお願いいたします。

藤本委員

庁舎ということで、建物の安全性の観点では、建築基準法があり、建築基準法の趣旨は、人命の確保が原則との考えにあるので、一定程度の大地震が起きたときには、建物が壊れることは許容しているというものになる。それが一般的な設計となっているのですが、役所という重要度の高いものに対してはそうではなく、先程話もありましたが、災害発生後に利用できるだけの性能が必要になるということになってきますので、かなりその点はハードルが高く、恐らく、現在、一般的には、免震構造というのが、どこの庁舎でも新しい場合に採用されています。要するに建物の中が継続して使えるようにということです。免震構造に必ずするというわけではないですけども、そういった、かなりレベルとしては高い耐震性能がなければいけないということです。また、少しだけ気

になっているのですが、今、第1ステップがあり、次に第2ステップがあると思うのですが、第1ステップの段階でも安全性もそうですし、要するに、一時的な途中段階としての時期があることもよくないという  
か、第1ステップも終わった段階で、ある意味第1ステップとして完成形になっていないといけないというか、皆、私もそうですけれど、だんだん年をとってきて、第2ステップが終わったときまで使えるかわからないので、それぞれの人がこの使ってる時期が仮設的になるというのは非常によくないと思っているので、早い段階からそれぞれのステップがベストな形になるような計画、すごく難しいと思うのですが、それが必要かと思っています。

柳澤委員長

免震構造が基本になるということで、私も、最近、別件の庁舎に係わった際に、要求水準では、完全免震だったのですが、現在、工事費が上昇している中、VE提案で、部分免震とするなどの減額案を出されたという状況もあったのですが、その点はなかなか難しいと感じました。恐らく完全免震が必要になると思いますが、場合によってはそのような対応も必要になるという理解でよろしいですか。

藤本委員

そうですね。すべての建物、庁舎全体が必ず同じ性能でなければいけないというわけではないと思いますので、その点の重要度、要するに市民も災害時に使うような部分に関しては、相応の性能が必要ですし、最低限でいい部分、例えば倉庫のような部分、サービスエリアではない部分であればというものもあると思います。また、免震も様々な方法があり、中間階の免震というものもあり、上だけ免震のように見えますが、実際にはその上の建物を免震にすることで、細かい技術的なことはあるのですが、下方の免震ではない部分にも力が入らなくなるので、実際には様々、全体としては様々な効果がある方法もあるので、技術的には色々検討していくと、良いものが多く出てくるのではないかと思います。

柳澤委員長

ありがとうございました。他に何かご意見はございますか。

安全安心の観点以外に、方針について、市民サービスや将来変化、或いは環境配慮など。

伊藤副委員長お願いします。

伊藤副委員長

今ハード面からの話が主にあったと思いますが、私からソフト面に関して2点。少し気になりましたので申し上げたいと思います。

1点目は、方針3の将来変化に対して柔軟に対応できるというところで。このことに対し、全く異論はないですけれども、方針をよく読むと実際に書かれているのは、松戸市の行政組織なり職員の側から見た変化への対応ということでありまして、これまで専門的に議論していますので、方針を読むと当然だとは思いますが、市民の方から見て、例えばその組織の変化とか働き方の変化というのは何を意味しているのかというのは、すぐには理解できない可能性があります。もう少し丁寧にご説明していただき、市役所の側で、その外部の変化に対して柔軟に対応できるような形の庁舎のあり方ということの意味しているんだということを改めて確認をしたほうがいいかなと思いました。

2点目は、これは方針3と方針1に関わるところで、先程、指田委員も方針2との関係でもおっしゃったんですけれども、私も何度か申し上げておりますが、本庁と支所の役割分担について、どういうふうにこのステップ1の段階で考えるかということを少し意識しておく必要があるのではないかと思います。

先程のご報告の中で、窓口の利用状況調査で松戸市の場合は、本庁舎が7割ぐらいで、支所が3割ぐらいというような形で、かなり本庁舎を使われる方が多いと理解しています。将来、このステップ1とはいえ、実際に新しい本庁舎にどういう機能を持たせて、その窓口、市民サービスをどのように提供するのかということ考えた時に、スペースとの関係もあります。やはり支所との役割分担ということを経機があれば考えておく必要があると思います。このことは、実際にその最終的な完成段階であるステップ2で解決すべきと考えるということもできるかと思いますが、ステップ1の段階から将来設計をどうするかということ考えたときには、やはりこの支所との関係というのもどこかで意識しておく必要があるのではないかと思います。以上です。

柳澤委員長

ありがとうございました。

貴重なご示唆かと思います。将来変化に関しては、一時フリーアドレスの検討等もかなり行ってございまして、そもそも部署により、少しそういった柔軟に働き方を設定することで、それに応じて、施設や空間の作り方というもの、従来とは違って自由に使えるようにしていくと。その

分、コンパクトにワークスペースを設定するという考えもあるのではないかと、その点の将来変化は施設の作り方にも関係していきますので、もう少し具体的に考える必要があるとのことかと思います。

また、本庁支所の割合というのもご指摘があったように、今、本庁で様々な窓口業務がなされているということで、本来であれば、本庁よりも支所で様々な窓口サービスが行われるというのが本筋のような気もするので、今回第1ステップで、かなり面積が限られるのであれば、いっその事、なるべく窓口とか市民サービスは支所の方に任せて、本庁は拠点業務に集約すると。その代わりに、ほぼステップ1の庁舎で完結して、第2ステップの市民部分というのはむしろ、少し庁舎の役割というのを減らすという可能性も考えられ、引っ越しを機にその点の見直しをする、むしろ支所をかなり充実させていくという考えもあり、そこは施設計画にも相当影響するため、基本的な方針を決定する必要があるかとも思います。先程の避難や安全安心というのにも当然関係してくると思いますので、そもそも本庁機能として何を重視するのか、何にプライオリティをおくのかというのは、かなり考えなければいけないかなと思います。事務局から何かその観点であればお願いします。

新庁舎整備課長

ありがとうございます。事務局の河西でございます。前回も含めて、庁舎の計画は段階的整備案ということもございますので、やはり第1ステップがあるという中で、第2ステップのことまで考えながら、検討していくべきではないかというご意見をいただいております中で、1つは、今後、機能配置を出していく中で、第2ステップに向けての課題を整理させていただくということで先程申し上げましたとおり、こういった中で今回いただいておりますご意見なども踏まえて、どのような形で提示させていただくかというのを考えさせていただきたいというのが1点。

それから、私の方でご説明が不足している部分もあるのですが、本日、方針1から4までということを出させていただいておりますが、今回で確定という形で申し上げてということではなく、今回も含めて、ご意見をいただきながらブラッシュアップをし、先程来、委員長からもありましたが松戸らしい基本計画とはどういうものなのか、今は環境のところでは読めないといった話もございましたけれども、もう少ししっかりとその点が訴求できるように、取りまとめていく必要もございますので、次回以降、こういったことも踏まえて、機能配置案を出していく

際には、きちんとフィットできるか、委員の皆様にご確認していただけるような形で、基本方針を磨いていきたいと思っております。以上でございます。

柳澤委員長

ありがとうございました。その他何かありますか。

武石委員。

武石委員

伊藤委員がおっしゃった1点目について私も発言をさせていただきたいのですが、今回の4つの方針はこのとおりで、これで進めていただくことで全く問題ないと思います。

ただ、先程の方針3の①で、組織の変化とか働き方の変化に柔軟に対応できるが、私もこの委員会で何度か申し上げてまいりました。やはり、この新庁舎で業務が始まるのが、2032年ぐらいということで、かなり状況が変化していると思います。今の時点でどうなっているというのは本当にわかりませんが、かなり変化し、またその後の変化のスピードも相当大きなものがあると思うので、柔軟性が大事だと思います。組織の変化という点では、前回は様々なご意見あったのですが、必然的に組織の規模が小さくはなっていくだろう、人数が減っていくということです。例えば日本の人口、現在は1億2000万人ですけれども2070年には8000万人ということで、3分の2ぐらいになっていくという中で、当然、市役所というのもコンパクトになっていくと思います。そういった中で、規模が小さくなる一方で、恐らく、基礎自治体に求められていく役割というのが多様化していくと思います。市民の多様性について、例えば外国人が増えていく中で、日本語がわからない、日本の教育がわからない方たちがいらっしゃると、新しい対応が必要になる部分も出てくると思います。

ですので、やはりその組織の変化が見通せないというのが1つ。また働き方についても、正に先程委員長がおっしゃったように、色々な働き方が出てきます。むしろ、現段階で、庁舎の整備計画を出すのであれば、働き方や組織の変化に受け身で対応するというよりは、松戸市はその点を先取りし、働き方を変えながら、市民サービスを効率的にし、重要な機能は集約していくということをもっと打ち出してもいいのではないかなという気がいたしました。松戸市が、今後の行政機能をどう考え、職員の皆さんに対する考え方とか、働き方を変革していく、その先頭に立

つんだという気概で、ここをもうちょっと前向きに打ち出してもいいのではないかなと感じた次第です。以上です。

柳澤委員長

ありがとうございました。

1点、フリーアドレスの話が出たときに、まだあまりそれをうまく動かしている自治体が少ないというようなことでした。すぐさま実行に移すということではありませんが、ある程度、松戸市がこの新庁舎建設を機に、今新しい働き方やそのための新しい空間づくりを、先導して、先駆けて取り組んでいるということがあれば、いいモデルになるのかなというふうには思います。

当方の研究室に所属する学生が過去に他の庁舎を調べた際に、若い方はコロナ渦の際にオンラインで、様々なワークをしており、意外とそれが機能している事例がありました。そうしたことから、オンラインワークの希望が多いなどもありました。特に子育て中の方などは、自宅で作業もできるということで歓迎したようなところもあったのですが、最近では、それが特に役所も全て対面に戻ってきています。私も本日は出席しておりますが、今、大学の会議もすべてオンライン化されて、海外出張中でも参加できるなど、非常に便利になってきているので、もう少しその将来を、現実もそうだと思いますけれども、新しい働き方としてのテレワークや市民サービスも含めて、当然できない部分というのもあるので、そういったフォローも必要ですが、かなり先取りした提案も考えていく必要があるのかなと思いました。

ありがとうございました。何か他ありますでしょうか。

石田委員。

石田委員

はい、石田です。ありがとうございます。

今、委員の皆様におっしゃっていただいたものは、私も納得したところなんですけれども、私は特にソフト面といいますか、市民の立場でということ、少しお話させてもらおうと、先程、本庁に来庁して下さった人数に変化がないという話がありました。そうは言ったもののオンライン化が進んでいる現状があり、一方で、市民の窓口は求められている状況があるなど、様々な市の対応が求められている現状かと思います。実際、支所やコンビニ等の様々な場所で手続きできる機能はたくさん増えておりますが、まだまだ周知が図られておらず、手続きが可能なこと

を知らない方々も多いかと思しますので、更に周知し、先程委員長おっしゃったように、本庁でしかできないこと、他の場所でも手続きできることというのを今からしっかりと伝えていくということは、必要かと思いました。

それと同時に、『やさシティ松戸』というぐらいなので、今回の松戸の新庁舎は、市民にやさしい庁舎になってほしいと思うので、もちろん耐震に関する対応も必要ですし、ソフト面で、職員の方々や、市全体で、市民にやさしい新庁舎を今回作るんだという点を皆さんで考えてほしいと強く思いました。以上です。

柳澤委員長           はい、ありがとうございました。

次の議題も4つの方針と関連しますので、一旦、議題の2の説明をした後に、今回の方針の話も含めて、引き続き議論したいと思います。

## 2) 市役所機能の分類に関する考え方について

柳澤委員長           議題2について事務局から説明の方お願いできますでしょうか。

新庁舎整備課長       事務局の河西です。それでは、資料4をご覧ください。

本資料につきましては、今後、新庁舎の第1ステップに関する機能配置を考えていく上で、機能分類の考え方を事務局案としてお示しをしたものでございます。

まず、資料の構成でございますけれども、向かって左側より、市役所機能再編整備基本構想で設定をいたしました4つの方向性から、2列目に新庁舎整備基本計画の4つの方針案を記載させていただいております。そして、これらの方針案を基に市役所の機能を一旦、整理させていただきましたのが、3列目以降でございます。なお、この方針案と機能の定義の間に棒線が幾つか引かれていると思いますが、これは、相互の主な関連性を確認したものでございますけれども、ご覧のとおり、それぞれの方針が機能と密接に関わっていることを確認させていただいたという理解をしていただければと思います。

それでは3列目の機能の定義及び4列目の想定される部門の素案についてご説明をさせていただきます。まず、今回、市役所の機能を大きく5つに分類をいたしております。順に上から、窓口機能、2番として災害対応拠点機能、3番行政執務機能、4番議会機能、それから交流機能の5点でご

ございます。

1点目の窓口機能につきましては、先程、報告を申し上げましたこれまでの窓口利用状況調査で、関連性の深い窓口に関する調査結果等を踏まえまして、アとして、市民向けのサービス機能というものと、それからイとして事業者向けのサービス機能と、この大きく2つの機能に区分して記載をさせていただきました。また、それぞれ想定される部門といたしましてアでは、市民サービス、税、福祉、子育て部門などがございます。

それから、イでは、土木や建築部門、環境部門などをイメージしているところです。

次に2点目、災害対応拠点機能につきましては、本市の地域防災計画、或いは業務継続計画における考え方をもとに、大きな枠組みとなっておりますけれども、アといたしまして、意思決定機能ということで災害対策本部として、災害対応の意思決定を実施する機能、イといたしまして、復旧復興機能、これは応急対策において被災建物調査であるとか、道路・インフラの復旧、瓦礫の処理等の業務を実施する機能、ウの災害対応支援機能といたしまして、情報収集を初めとした避難所の運営支援、支援物資の手配を行う機能等、今回は記載をさせていただいております。

それぞれ右手に想定される部門として、危機管理部門や土木・建築部門、環境部門などを記載しておりますが、実際には市役所の総員で対応する重要な部分でございますので、あくまでスペースの切り口からの記載ということといたしております。

続きまして3点目、行政執務機能につきましては、アの執行機関機能とのイの管理・運営機能とに分類をしております。想定される部分につきましては記載のとおりでございます。

次に4点目、議会機能についてでございますけれども、こちらについては記載のとおりとなります。

最後に5点目、交流機能につきましては、オープンスペース、市民をはじめとする交流のためのスペース等の設置を考えておりまして、ここの部門の割付はございませんけれども、市民の皆様の交流、情報発信等のスペースをこの中で検討していきたいと思っております。

このように、事務局といたしまして、機能を分類してみたわけござ

いますけれども、実は各部署とも平常時の業務、有事の際の役割がそれぞれ与えられてるという現状でございます。

それから部署の中でも、窓口と行政執務業務の2面があることや、実際にはこの表のような形で、綺麗に分類できるかと申しますと、中々に難しいというところがございます。

今回は文章で一旦の整理を行わせていただいたわけではございますけれども、この後、市議会とも調整し、機能配置の案をお示ししてまいりたいと考えております。

この段階で、再度、今回の整理がどのように市役所の配置に生きてくるかも含めまして、この検討委員会の場でもご説明をさせていただければと考えております。

その意味で、今回は頭出しといった形で恐縮ではございますが、現段階で委員の皆様より機能の過不足であったりですか、或いは表現の方法であったり、そういったものについてご意見をいただくことができればありがたいと考えております。資料4の説明は以上です。

柳澤委員長

ありがとうございました。

窓口機能や災害対応拠点機能、行政執務機能など、様々な機能が挙がっておりますが、あくまでも機能ごとに整理したということで、このことがそのままスペースとして空間を検討する際に落とし込めるかということそうではないというようなことですね。

ですので、機能は機能として、ある空間は複数の機能が絡んでくるものもあり、先程非常時と通常時に分けて考えるとありましたけれど、例えば、通常時は一般市民も集会室として借りられるけども、非常時は用途が変化するといったこともあるかもしれません。

また、窓口機能というのも、必ずしも一つの部署の業務が全て市民サービスの内容かということ、フロントスペースとバックスペースがあるときに、同じ部署でもそれが分かれるということもありますし、私が知る限り、窓口機能は各部署から切り離して、1階等を市民のワンストップ窓口にし、状況に応じてバックスペースと連携するような庁舎の考えもありますし、ある程度市民サービスに関係する部署は全て低層階に集約し、直接その部署に行くといったような庁舎の作り方もあるので、やはり作り方が色々変わってくるということがあります。部署をそれぞれまとめる場合には、そこにアクセスしやすいようにするため、非常にわか

りやすいように吹き抜けがあるなど、2階か3階程度まではすぐに行けるようにしておくといった考えもありますし、窓口機能だけ集約する場合は1階部分なりに全てまとめていくなど、その点も様々な考え方もあるので、少し慎重に審議をして方針を決めていく必要があるかと思います。

それから、先程オンラインで対応しやすいものと、対面でないとできないというもの等、今後の将来計画を含め出てくるものがあると思いますので、その議論の段階で業務や、市民サービスの仕分けも必要になってくるということも考えられるかなと思っています。

藤村委員からも何かご意見伺ってるようなので、先にご説明いただけますでしょうか。

新庁舎整備課長

事務局河西です。

藤村委員から、議題2につきましてもご意見いただいておりますので、この場でご紹介をさせていただきたいと思います。

市役所のフロアレイアウトを考える上では、やはり外に向けて、オープンなのか否かという切り口での議論が必要なのではないかと。この意味で、今回お示しいただいた機能では、窓口のうち一般向けの窓口、そして交流機能という5番のことですが、オープンな、これは藤村先生がおっしゃっていたのですが、ゲートの外と言われる機能であって、大体の庁舎では、低層階にこうした機能を配置しているケースが多いので、こういったことも意識して今後作成していく機能配置案をしっかりと検討してください、というご意見でございました。以上です。

柳澤委員長

先程出ているように、今回の庁舎の場合は第1ステップの整備で全ての庁舎を整備できないという可能性がある中で、そもそも2万㎡の中に何を入れていくのかが非常に重要になってきます。

先程、本庁と支所の役割分担の話もありましたが、市民サービスとしてのオープンスペースが非常に重要だと思うのですが、もしかするとその第2ステップで、もう少し公共施設が整備されると、そちら側がその役割を担うか、或いは支所が担うということで、もう少し本庁はスリム化していくという考えもあるかもしれませんので、その交流機能をどう考えるか、特に外に開いていく部分というのは、本庁にどこまで入れるのかということも少し議論していかないといけないと思います。

また、藤村先生はゲートの外という話をしましたが、そのゲートの外

という部分をあえて本庁舎から切り離すという考えもあるかなと思って  
おります。

議会については、最近、議会を使っていないときを多目的スペースに  
し、市民が借りているといった庁舎もありますが、そういう部分も含め  
て考えていく必要もあるかなと思います。

何かご意見、ご質問等あれば、よろしく申し上げます。

指田委員、お願いします。

指田委員

指田です。今回の切り分けというところで、想定される部門の配置を  
整理されたのですけれども、この考え方はわかりますが、機能配置を考  
える際には、先程から繰り返し出ていますが、本庁と支所の関係、或い  
は窓口とバックヤードの関係というところを考えると、実は今回の整理  
の仕方のこの部分は上手くいっていないなというのが、率直な考えでご  
ざいます。

あと1つ、災害対応拠点機能における意思決定機能の箇所なのですが、  
ここは基本的には全ての部署が、意思決定機能に参加する必要があります  
ので、この切り方は少し好ましくないと思いますのでそこだけ指摘さ  
せていただきます。

そして、機能配置を考える際の本庁と支所との考え方の箇所で、来庁  
者の調査結果にも関係するのですが、部門間で跨ってまとめて幾つかの  
部署を回るというタイプの来庁者のパターンがあるはずで、福祉を訪ね  
て次に国民年金を訪ねる等、どの部署を回っているかという調査が実は  
必要になると思っています。どの機能が紐づけられているかの調査はで  
きればやっていただきたいというのがあります。

そして、資料1の支所における調査結果の最後に来庁者の割合というの  
があり、本庁と支所の割合が6割・4割と出てきているのですが、何度か  
出ていますが、本庁の中で、実は支所と同じ窓口業務を担っている部分  
を切り出すとさらに、いわゆるバックヤードの部分が何割かというのが  
出てくるはずなので、その調査が実は必要なのではないかと思います  
ので、そういうところの切り口で整理をしていただきたいと思います  
とっております。

先程、柳澤委員長がお話しされてますけれども、支所というのを1度切  
り出して、いわゆる松戸本庁支所を作り、それを第1ステップでは、現  
況の残す庁舎のところに集約するという考え方もあると思うので、その

検討する際に、どこの部分がどれだけの機能を持って、どれだけのスペースと要員が必要なのかを考えなければいけないと思います。その情報が今はないので、そこを整理していただきたいというのがお願いでございます。私の方から以上です。

柳澤委員長           はい、貴重なご意見ありがとうございました。

特に関連する部署とその窓口機能で、部署間の繋がりが強いかというのをしっかりと把握していくということも重要だと思いますし、フロント部分とバックスペース、恐らく部署によって窓口業務の割合が高い部署というか、そういった市民サービスと、そうではないけれど時々利用されるということも、部署によっては差があるのかなと思いますし、事業者向けのサービスに関しても、色々温度差がありそうですし、特に何と何が関連しやすいというのがあると思いますので、それがわからないと少しその点の構成がやりにくいということもあるかなと思いますので、そこの調査はしっかりとしていく必要があるかなと思います。

新庁舎整備課長       委員長、事務局から説明よろしいでしょうか。

柳澤委員長           よろしくお願いたします。

新庁舎整備課長       事務局の河西でございます。ご説明が不足しているところがあり、誠に申し訳ございません。先程、委員長よりコメントをいただき、更に指田先生からもご質問、ご意見をいただいたところの部分で、2点ございます。

まず関連性の深い窓口をどういった形で市民の方が回られているかといったところにつきましては、諸般の報告で説明をさせていただいた窓口利用状況調査の中で、このことについては複数年にわたって調査をさせていただいてございますので、その点含めて次にお出しするときには考え方を提示できると思いますので、そこについては調査をさせていただいて、出させていただきたいと思います。そちらが1点と、それから業務量のところですが、窓口とそうではないところがありますが、やはりこちらも、過年度に業務の棚卸しではないですが、業務量を調査してございますので、そういったところも少し情報をいただきながら、出せる部分についてはお出しをさせていただきたいと思っております。以上です。

柳澤委員長

色々調査されてる部分に関しては、それを情報共有しながら、さらに議論を進めていきたいと思っています。

また、先程のワンストップに関しても、複数の窓口、サービスを連携するという意味では、ワンストップ化というのは重要かと思いますが、一方で、全てを各部署から取り出してくると特に高層化した場合に、ある部署は窓口が1階にあるのに、5階や6階のより高いところにバックスペースがあると、非常にこうスタッフの連携がしにくいといった話も出てくるかもしれませんので、そこもどのように考えていくのかは、非常に重要になってくると思います。

何か関連することでも、別のご視点からでも結構ですけど、ご意見、ご質問等あればよろしくお願いします。

武石委員お願いします。

武石委員

先程から本庁と支所の関係について、ご意見があり、私もそのとおりでと思いますが、本庁の中で支所と同じ機能を担っている部分というのが恐らくあり、そこは本庁の機能と切り離して考えないといけないという気がしています。

支所というのは、地域的に近い支所に利用者が訪れているのであり、それと同じく本庁に来庁する方はいると思うので、その点を整理しないと、何となく本庁から全て支所に人を流すというのは、少し違うのではないかなと思いますので、本庁の中で支所と同じ部分と、そうでない部分、その辺りを切り分けて、データや機能のところで何か把握できるものがあれば、次回以降教えていただきたいと思いました。以上です。

柳澤委員長

その点に関しては、来庁者の居住エリアとの関係もあるのかなと思いますので、本来であれば、こちらの支所に行くべきなのだけれど、近から本庁の方で住民票が取れるため、本庁に来ようみたいな話もあります。その辺の状況というのは、把握されておりますか。

新庁舎整備課長

事務局の河西です。

先程より、情報の出し方が不足しておりまして申し訳ありません。武石委員からいただいたような形で、例えばどこからいらっしゃっているのですとか、年代や、どこからどういう手段でいらっしゃっているか、その方が支所にいらっしゃっている場合は、どこの支所管区のところからいらっしゃっているのか、それとも外からいらっしゃっているのか、そ

れから本庁に来ている方も、本町地区と言われる、ここは支所がない地区なのですが、そこからいらっしゃっている方なのか。もしくは、他の支所の管区なのだけでも、本庁にいらっしゃっている方なのかと。そういった方がどういう業務でいらっしゃっているのかといったところまでは、情報として把握はできておりますので、整理させていただいて、次回ご説明できるようにしておきますので、よろしくお願いします。

柳澤委員長

はい。この方針にかなり関わってくる部分かと思いますので、本庁に機能をなるべく集約して、今回コンパクトになるということも含めて、なるべく市民サービスは支所のほうに持ってくるというような方針ということもあるかもしれませんが、そうすると本庁舎の機能構成というのが、だいぶ変わってくる可能性もあるかなと思います。

一方で拠点化をして他の施設もあわせて新拠点ということで整備していくということになると、むしろ市民がそちらに来るので、ついでに利用しやすいですとか、先程言った市民交流ですとか、せっかく来たので色々市民サービスを受けていこうといった話になっていくと、逆にそこに新しい本庁舎に少しか市民サービスを充実させるという考えもあるのですが、そこは矛盾することになるので、その点は方針をかなりはっきりしていかないと、整備方針が決まっていけないということにもなりかねないので、その点、今、方針が出されましたけれど、どこまでこの市民サービスを本庁舎で受けていくのかということも、慎重に議論する必要があるかなと思いました。

何か関連してでも、他ご意見ありますでしょうか。

山口委員。

山口委員

はい。ありがとうございます。基本方針と、お示してある機能の整理に関しましては、こちらで大丈夫かと思いますが、今後、ステップ1で新しい新庁舎ができたときに、どういった機能を入れたら良いかということで意見を述べます。

市民目線としましては、やはり市民の方がわかりやすくシンプルな形で、まず集めていただくのがいいのかなと思っております。先程委員長からもお話ありましたが、市民サービスをその拠点で始めて、事業者向けのサービスは旧庁舎でやってみる等の区別をしていただけると我々としてはすごく使いやすくなるのかなと思ってます。

もう1点、少し別の視点になりますが、新庁舎と旧庁舎がしばらくの間併用していくような形になるかと思っておりますので、その2拠点の移動手段であるとか、動線、或いはその新拠点ゾーン同士の移動手段、あと駅からの移動に関しても、今後考えていく必要があるのかなと思っております。私からは以上です。

柳澤委員長

旧庁舎側に事業者用の窓口に係る部署を集めるということもあるかなということでした。

第2ステップの段階でその点をどうするかというのが、恐らくもう1度再構成をし直すということになると、色々大変なことになるかもしれませんので、やはりかなり先を見据えて検討する必要があるかなと思いません。

何かありますでしょうか。関連してでも、事務局の方よろしいですか何かありますか。

それでは、議題2に関する質疑を終了したいと思います。

今回の議論を含めて、機能をどう配置していくかというのは、今後、事務局から示されると思いますし、恐らくもう少し具体的な議論をしていくためには、少し条件の整理が必要になってくると思いますし、もう少し具体的な情報をいただきながら議論する必要もあるかなと思っております。

ですので、本日の審議内容を踏まえて、これは議会と調整した上で、どこかのタイミングでしっかりと機能配置の案を具体的に、出していきたいということで、それでよろしいでしょうか。事務局の方、ご回答お願いします。

新庁舎整備課長

はい。事務局の河西でございます。

先程来、基本計画の方針については決まったものではないという話をさせていただいております。

今回、いただいたご意見を参考とさせていただきながら、次回以降、機能配置案という形で出していきたいと考えております。そのためには市議会の方とも調整をさせていただくということになってまいりますので、そのような方向性で進めさせていただきたいと思っております。

柳澤委員長

やはり、具体的な敷地ですとか、その状況を前提にした上での議論をしていかないと中々深い議論ができないかと思っております。方針に関しては

特段、先程言いましたように、一般的な庁舎のあり方としては特に問題はないかと思いますが、具体的な機能配置や、どういう庁舎を作るかという議論を進めていく必要があると思っておりますので、次回以降、可能であればそちらの方の情報提供をお願いしたいと思います。

必要に応じて非公開ということもあり得るかと思っておりますので、今日、傍聴の方もいらっしゃっていますが、具体的な、非公開でやらなければいけない議論というの、部分的に出てくる可能性もあるかと思っております。

何かご質問、ご意見等なければ、議題2の方は終了いたしますが、全体を通じて何か言い残したことなどあれば、ご意見ありますでしょうか。

それでは事務局の方で、連絡事項等あればご連絡をお願いします。

司会

それでは、事務局より1点ご報告させていただきます。

次回委員会の日程及び内容についてでございますが、今回のご意見、ご指摘等を踏まえ、別途、委員長と協議の上、委員の皆様には改めてお知らせをしたいと考えております。また、委員会の開催方法につきましても、改めてお知らせしたいと存じます。以上で連絡事項を終わります。

柳澤委員長

それでは以上をもちまして第14回松戸庁舎整備検討委員会を終了いたします。ありがとうございます。

以上